

項番	質 問	回 答
1	認可保育所等の保育施設を利用しているが、申請できるか。	保育施設を利用していても申請できます。 0～2歳児クラスの児童（4月1日現在）の保護者の方が対象です。
2	保育の必要性の認定を持っていないが申請できるか。	お子さんが対象年齢であれば申請できます。
3	共同保育とは何か。	共同保育とは、ベビーシッターと保護者が一緒に保育し、子育ての相談に乗ったり、子育ての不安解消を図ります。
4	共同保育をしている場合他の兄弟姉妹の保育をすることはできるか。	保護者とベビーシッターが契約により共同保育する場合、ベビーシッターが1人であっても兄弟姉妹の保育が可能です。※保育料については各契約事業者にご確認ください。
4	日常生活上突発的な事情等とは何か。	冠婚葬祭、学校行事、社会参加、サークル活動、趣味の時間など幅広い理由が対象となります。
5	利用できる時間帯は？	24時間365日利用可能です。
6	いくら助成されるのか。	児童一人当たり年144時間（多胎児の場合は、児童一人当たり年288時間）1時間2,500円（税込み）を上限に助成します。夜間時間帯の午後10時から午前7時までは1時間3,500円を上限に助成します。
7	無償化対象児童（新3号認定児童）だが、申請できるか。	無償化された保育料と重複して申請することはできませんが、無償化された経費とは別に申請できます。
8	ベビーシッター利用支援事業を利用しているが、申請できるか。	ベビーシッター利用支援事業で発生する保育料（150円/時間）に対して助成はできませんが、それ以外の保育料（150円/時間）で利用した時間以外の保育料）に対しては申請できます。

9	ベビーシッターに係る費用の全てを助成してもらえるのか。	ベビーシッター事業者から請求される料金のうち、純然たる保育サービス提供対価（税込み）のみが対象です。保育料以外（入会金、会費、交通費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の実費等、家事援助、兄弟姉妹の送迎等）の料金は対象外です。
10	国や事業所のクーポンや福利厚生での割引を受けても申請できるか。	クーポンや福利厚生適用後の純然たる保育料に対して助成します。
11	助成金の申請には、どのような書類が必要か。	<p>（1）葛飾区ベビーシッター利用支援事業助成金申請書【一時預かり利用支援】</p> <p>（2）別紙利用内訳書</p> <p>（3）事業者が発行した領収書の原本【以下の項目が記載されているもの】</p> <p>①利用年月日</p> <p>②利用児童の氏名</p> <p>③利用時間帯</p> <p>④利用時間</p> <p>⑤利用料の内訳（純然たる保育料。クーポン等の割引を利用した場合は、その旨の記載されているもの）</p> <p>※領収書で上記内容が確認できない場合は、事業者が発行した請求書や内訳書を添付してください。</p> <p>（4）事業者が発行した『ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業ベビーシッター要件証明書』</p>
12	所得税の申告が必要か。	令和3年1月26日に『所得税法等の一部を改正する法律案』が国会に提出されています。令和3年1月1日以後のベビーシッター利用支援事業による助成金が所得税法上の非課税所得に該当する見込みのため申告は不要となる予定です。
13	どの業者を使えばいいのか。	東京都福祉保健局「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり）」に記載されている、東京都が認定した事業者のみ利用できます。

14	いつまでに申請する必要があるのか。	令和4年4月12日（火）までに申請書に必要書類を添付し、子育て支援課子育て支援係まで申請してください。
15	この事業は、いつまで続く予定なのか。	令和3年4月1日～令和4年3月31日までです。 令和4年度以降の実施については、広報かつしか及び区ホームページでお知らせします。
16	ベビーシッターを利用する際、注意すべき事項はあるか	厚生労働省が定める、『ベビーシッターなどを利用するときの留意点』を確認してください、